証券監視委及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数	平成20事務年度	（参考）平成19事務年度
合　　計	1,031	1,098
証券監視委	493	598
財務局等	538	500
（以下審査項目別内訳）		
価格形成	132	141
内部者取引	889	951
そ の 他	10	6

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。

取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引を分析することによって、事実関係を解明しているところであり、審査に要する時間・業務量はそれぞれの事案によって様々である。

こうしたことから、審査件数にはその時々によって増減が見られるところであるが、証券監視委においては、引き続き日常的な市場監視の徹底に努め、市場における取引の公正の確保に努めているところである。

⑵　主な審査事例

平成20事務年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

①　価格形成に関して審査を行った事例

イ　Ａ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

ロ　Ｂ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、証券業界において特定の者の介入が噂されていたことから、審査を行った。

ハ　「Ｃ社株式について、特定の者により株価操作が行われている疑いがある。」との情報提供があったことから、審査を行った。

ニ　不自然な発注、取消しを繰り返し行っている特定の者が行ったＤ社株式ほか複数銘柄に係る売買について、審査を行った。

②　内部者取引に関して審査を行った事例

イ　Ｅ社が、Ｆ社株式を公開買付けする旨を公表したところ、Ｆ社の株価が大きく上昇したことから、Ｆ社株式の公表前の取引について審査を行った。

ロ　Ｇ社が、資本提携を伴う業務提携を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ　Ｈ社が、自己株式の取得をする旨を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ　Ｉ社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ホ　Ｊ社が、配当予想の上方（下方）修正を公表したところ、その株価が大きく上昇（下落）したことから、公表前の取引について審査を行った。

ヘ　Ｋ社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく上昇（下落）したことから、公表前の取引について審査を行った。

③　その他の観点から審査を行った事例

イ　Ｌ社が、第三者割当増資等によるファイナンスについて公表したところ、その株価が大きく変動し、また、当該ファイナンスの資金使途などに疑念があったことから、風説の流布及び偽計の観点から審査を行った。

ロ　Ｍ社が、新規事業進出のための業務提携について公表したところ、その株価が大きく変動し、また、一般投資家より、「公表内容の実現可能性について疑念がある。」といった内容の情報が寄せられたことから、風説の流布及び偽計の観点から審査を行った。

6　「コンプライアンスWAN」の利用について

これまで、取引審査に係る証券会社との売買データの授受については、必要な売買データの提出依頼を証券監視委・財務局等からＦＡＸ等で行い、証券会社からは電子メールのほか、フロッピーディスクや書類の郵送等により売買データが提出されていた。しかしながら、こうした提出方法については、証券会社から、個人情報の漏洩リスクがある、発送手続に係る諸作業の事務負担が増大している、などの意見が多数寄せられていたところであり、また、証券監視委・財務局等においても、提出された売買データの受領事務やフロッピーディスク等の返送事務が増大していたところである。

このような状況の中で、平成18年３月に金融庁監督局に設置された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理（同年６月）においては、「不公正取引に関する市場関係者（当局を含む）の情報交換を迅速かつ円滑に行うための電子データの様式の見直しやWANの構築等について検討を進める観点から、証券業協会及び証券取引所を中心として具体的な検討を行っていくことが必要」とされ、これを踏まえて日本証券業協会及び証券取引所を中心に具体的な検討が進められた結果、まず、それまで取引所ごとに異なっていた売買データの提出様式が平成20年４月１日より統一された。また、平成21年１月26日からは新システム「コンプライアンスWAN」が稼働し、同日より証券監視委・財務局等、東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用を開始したほか、同年４月からは他の証券取引所、日本証券業協会及び東京証券取引所の総合取引参加者以外の証券会社も利用を開始している。なお、同年６月１日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となった。

この新システム「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。従来、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

①　売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、

②　売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、

③　証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、

などといったメリットがある。

第４　市場動向分析

証券監視委は、金融システムに内在するリスクをできるだけ早く認識し、重要課題への対応のために行政資源を効果的に投入していくという観点を踏まえ、新商品や新たな取引形態等、金融・資本市場全般における新たな動向についてタイムリーに分析（市場動向分析）を行い、個々の取引の背景となる事象を把握し、証券監視委における市場監視に役立てている。

この分析の結果については、証券監視委及び財務局等の中で情報共有するとともに、必要に応じて金融庁の関連部局に対しても情報提供を行っているところである。

〔主な分析事例〕

平成20事務年度に行った主な分析事例は以下のとおりである。

イ　空売り規制強化前後のフェイルの発生状況について

空売り規制については、平成20年10月30日以降、市場の取引の公正性を確保する観点から、売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（いわゆる“Naked Short Selling”）が禁止され、また、同年12月16日以降、空売りに係る確認義務やNaked Short Selling禁止に係る実効性を確保するため、証券会社に対して、決済措置等の確認義務が賦課されたところである。この空売り規制の強化に関する一連の流れにおいて、フェイル発生にどのような変化が見られるのか分析を行った。